

甲 第 172 号 議 案

岡山市市債調整基金条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市市債調整基金条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成28年9月2日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市市債調整基金条例の一部を改正する条例

岡山市市債調整基金条例（昭和54年市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条中「确实有利な」を「确实かつ有利な」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、基金に属する現金は、必要に応じ、最も确实かつ有利な有価証券に代えることができる。

附 則

この条例は、平成28年10月1日から施行する。

提案理由

基金の管理方法について有価証券による保管を明記する等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 173 号 議 案

岡山市個人番号カードの利用による証明書等の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市個人番号カードの利用による証明書等の交付に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成28年9月2日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市個人番号カードの利用による証明書等の交付に関する条例の一部を改正する条例

岡山市個人番号カードの利用による証明書等の交付に関する条例（平成27年市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の2号を加える。

(4) キオスク端末による戸籍法（昭和22年法律第224号）第120条第1項に規定する磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付

(5) キオスク端末による住民基本台帳法第20条第1項に規定する戸籍の附票の写しの交付

第4条を削り，第5条を第4条とする。

附 則

この条例は，平成29年3月6日から施行する。

提案理由

個人番号カードを利用したコンビニエンスストアでの戸籍関係証明書の交付を実施する

ため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 174 号 議 案

岡山市地域包括支援センターの職員等に係る基準に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

岡山市地域包括支援センターの職員等に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を
次のように制定するものとする。

平成28年 9 月 2 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市地域包括支援センターの職員等に係る基準に関する条例の一部を改正
する条例

岡山市地域包括支援センターの職員等に係る基準に関する条例（平成26年市条例第2
6号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第115条の46第4項」を「第115条の46第5項」に改め、同条第1
号ウ中「第140条の68第1項」を「第140条の68第1項第1号」に改め、「修了
した者」の次に「であって、当該研修を修了した日から起算して5年を経過しないもの又
は同日から起算して5年を超えない期間ごとに同項第2号に規定する主任介護支援専門員
更新研修を修了したもの」を加える。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 平成25年度までに主任介護支援専門員研修（介護保険法施行規則（平成11年厚生
省令第36号）第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修をい
う。以下同じ。）を修了した者に対する改正後の第2条第1号ウの規定の適用について
は、次の表の左欄に掲げる主任介護支援専門員研修の修了時に応じ、同号ウ中「当該研
修を修了した日から起算して5年を経過しないもの又は同日から起算して5年を超えな
い期間ごとに同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修」とあるのは、それぞ

れ同表の右欄に掲げる字句とする。

主任介護支援専門員研修の修了時	読み替える字句
平成23年度以前	平成31年3月31日を経過しないもの又は同日までに同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了したものであって当該研修を修了した日から起算して5年を経過しないもの若しくは同日から起算して5年を超えない期間ごとに当該研修
平成24年度及び平成25年度	平成32年3月31日を経過しないもの又は同日までに同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了したものであって当該研修を修了した日から起算して5年を経過しないもの若しくは同日から起算して5年を超えない期間ごとに当該研修

提案理由

介護保険法及び介護保険法施行規則の一部改正に伴い、主任介護支援専門員の資格要件を改める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 175 号 議 案

岡山市御津保健福祉ステーション条例の一部を改正する条例の制定について
岡山市御津保健福祉ステーション条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成28年 9 月 2 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市御津保健福祉ステーション条例の一部を改正する条例
岡山市御津保健福祉ステーション条例（平成22年市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第5条中「第7条第2項」を「第12条第2項」に改める。

第6条第1号中「実施状況」の次に「及び使用状況」を加え、同条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) ステーションの利用料金の収入の実績

第10条を第15条とし、第7条から第9条までを5条ずつ繰り下げ、第6条の次に次の5条を加える。

(使用料)

第7条 ステーションにおいて介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第7項の通所介護又は同法第115条の45第1項第1号ロの第1号通所事業（以下「通所介護等」という。）を利用する者（以下「利用者」という。）は、介護保険法の規定により定められた通所介護等に係る費用の額の使用料を納付しなければならない。

(利用料金)

第8条 第3条の規定により、ステーションの管理を指定管理者に行わせる場合においては、前条の規定にかかわらず、利用者は、指定管理者に利用料金を納付しなければならない

ない。

2 利用料金は、介護保険法の規定により定められた通所介護等に係る費用の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の収入)

第9条 利用料金は、指定管理者の収入として収受させる。

(指定管理者の指定の取消し等があった場合における使用料の取扱い)

第10条 利用者は、指定管理者の指定が取り消されたとき又は管理の業務の全部の停止を命ぜられたときは、第8条第2項の規定により定められた額をステーションの使用料として市に納付しなければならない。

(使用料の還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、利用者の責めによらないで、通所介護等の利用ができなくなったとき又は市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

附 則

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

2 平成30年3月31日までの間における改正後の第7条の規定の適用については、同条中「又は同法」とあるのは、「、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定による改正前の介護保険法第8条の2第7項の介護予防通所介護又は介護保険法」とする。

提案理由

岡山市御津保健福祉ステーションに利用料金制を設けるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 176 号 議 案

岡山市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市旅館業法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成28年 9 月 2 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

岡山市旅館業法施行条例（平成12年市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第3号中「階層式寝台」を「客室の延床面積が33平方メートル以上の施設にあっては、階層式寝台」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

旅館業法施行令の一部改正に伴い、簡易宿所営業の施設の構造設備の基準を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 177 号 議 案

岡山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に
関する条例等の一部を改正する条例の制定について

岡山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例
等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成28年 9 月 2 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に
関する条例等の一部を改正する条例

第1条 岡山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関す
る条例（平成6年市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,300円」を「15,800円」に改め、同号イ中「7,
350円」を「7,560円」に改める。

第2条 岡山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関
する条例（平成6年市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「510円48銭」を「525円6銭」に、「301,875円」を
「310,500円」に改め、同条第2号中「255,240円」を「262,530
円」に、「26円73銭」を「27円50銭」に、「301,875円」を「310,
500円」に改める。

第3条 岡山市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（平成20年
市条例第116号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「7円30銭」を「7円51銭」に改め、同条第2号中「365,0
00円」を「375,500円」に、「4円88銭」を「5円2銭」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の岡山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例、岡山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び岡山市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

提案理由

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に要する経費に係る限度額を改めるため、関係条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 178 号 議 案

岡山市の農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例
の制定について

岡山市の農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例を次のよう
に制定するものとする。

平成28年 9 月 2 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市の農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例
(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第8条第2項の規定に基づき、岡山市の農業委員会（以下「農業委員会」という。）の委員の定数を定めるとともに、法第18条第2項の規定に基づき、農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の定数を定めるものとする。

(委員の定数)

第2条 法第8条第2項に規定する農業委員会の委員の定数は、次の各号に掲げる農業委員会の区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 岡山市第一農業委員会 17人以内
- (2) 岡山市第二農業委員会 10人以内

(推進委員の定数)

第3条 法第18条第2項に規定する推進委員の定数は、次の各号に掲げる農業委員会の区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 岡山市第一農業委員会 44人
- (2) 岡山市第二農業委員会 23人

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年7月20日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年市条例第36号)の一部を次のように改正する。

「

別表第1中	農業委員会会長	61,900円	を
	農業委員会会長職務代理者	60,000円	
	農業委員会委員	46,800円	

」

「

	農業委員会会長	43,600円		に改める。
	農業委員会会長職務代理者	42,300円		
	農業委員会委員	33,000円		
	農地利用最適化推進委員	33,000円		

」

別表第2中

農業委員会委員	を	農業委員会委員	に改める。
		農地利用最適化推進委員	

」

提案理由

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数並びにこれらの者の報酬及び費用弁償の額について定めるため、本条例を制定しようとするものである。